

# 令和2年度から適用される税の概要と 税務署からのお知らせについて

(税の概要) 税務課市民税係  
(税務署からのお知らせ) 伊勢税務署

☎(25) 1134  
☎0596(28) 3191

令和2年度の市・県民税申告、令和元年(平成31年)分の確定申告から適用される主な税制改正は次のとおりです。

## 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、消費税率10%で取得なごした住宅に令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合、住宅ローン控除期間が3年延長されます。(現行10年間↓改正後13年間)

- ① 住宅取得価格(消費税額等相当額を除く)の2%の3分の1
- ② 住宅ローン年末残高の1%

## 添付書類について

書面申告の場合、確定申告書に源泉徴収票などの添付が義務付けられていましたが、令和元年(平成31年)分の確定申告より以下の書類について添付が不要となります。

- ・ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書

- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

なお、確定申告書または市・県民税申告書の作成時に参照するため、申告相談会場にお越しの際は各書類を持参してください。

## 伊勢税務署からのお知らせ

スマートフォン×確定申告  
進化するスマート申告!

毎年、確定申告会場は、大変混雑します。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。3つのステップでパソコンまたはスマートフォンから確定申告ができます。

**ステップ1 お持ちのパソコンまたはスマートフォンから「国税庁ホームページ」へアクセス**

・ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。  
令和2年1月からスマートフォン専用画面が利用できる所得の範囲が広がります。  
2か所以上の給与所得があるかた、年金収入や副業などの雑所得があるかたも利用できます。

**ステップ2 申告書を作成**

- ・ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで計算誤りのない申告書が作成できます。

**ステップ3 e-Taxで送信して提出**

●マイナンバーカードをお持ちのかた

次の2つを準備して送信してください。

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン

●マイナンバーカードをお持ちでないかた

IDとパスワードで送信してください。

・ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」が未取得のかたで、発行を希望する場合は、事前に申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参して税務署にお越しください。

・ 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届け出をしたかたは、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので確認してください。  
※印刷して郵送などで税務署へ提出することもできます。

## 各種ご案内

e-Tax 作成コーナーヘルプデスク

☎0570(01)5901  
マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

## インターネット上の 税務相談タックスアンサー

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、項目別またはキーワードで身

近な税金に関する情報が検索できます。パソコンやスマートフォン、携帯電話からも利用できます。

## 電話相談センター

国税に関する一般的な相談は電話相談センターを利用してください。伊勢税務署へ電話を掛けて、自動音声に従い①を選択すると「電話相談センター」につながります。

## 消費税などの申告をする 個人事業者のみなさんへ

**簿記が必要です**  
10月から消費税および地方消費税の税率引き上げと軽減税率制度が導入されました。

前年までのように収支内訳書や青色申告決算書からは消費税確定申告書を作成することができません。帳簿などから「課税取引金額計算表(簡易課税制度を選択しているかたは、「課税取引金額計算表」の売上部分)を記載して準備しておく、確定申告書の作成がスムーズです。

## 区分経理が必要な場合の例

- ・ 飲食店などを経営する事業者が、飲食料品の持ち帰り販売を行う場合
- ・ 接待交際費など飲食料金を購入する場合